

平成6年12月

平成7年度の税制
改正に関する答申

税制調査会

ま え が き

- 1 税制調査会は、平成6年4月8日の第1回総会において、内閣総理大臣から諮問を受け、同年6月21日の総会において「税制改革についての答申」をとりまとめた。
- 2 その後、当調査会は、平成7年度の税制改正について審議を行い、平成6年12月15日の総会において、その結果を「平成7年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
本書は、この答申を印刷に付したものである。

平成7年度の税制改正に関する答申

平成6年12月15日

内閣総理大臣 村 山 富 市 殿

税制調査会会長 加 藤 寛

平成7年度の税制改正に当たっての当調査会の意見を、
別紙のとおりとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて適切に対処す
ることを希望します。

税制調査会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委員	○石 弘 光	竹 内 佐和子
	○大 宅 映 子	谷 野 伊 藏
	○貝 塚 啓 明	中 西 真 彦
	片 岡 輝 昭	○花 岡 圭 三
	○加 藤 寛	本 間 正 明
	川 上 哲 郎	松 浦 幸 雄
	栗 田 幸 雄	○松 尾 好 治
	○幸 田 正 孝	○松 本 作 衛
	古 賀 憲 介	○水 野 勝
	後 藤 森 重	宮 島 洋
	小 長 啓 一	○森 田 明 彦
	今 野 由 梨	諸 井 虔
	堺 屋 太 一	吉 永 みち子
	○島 田 晴 雄	鷲 尾 悦 也
	○杉 田 亮 毅	和 田 正 江
特別委員	○五十畑 隆	高 丘 季 昭
	○伊 藤 三 郎	土 井 定 包
	○大 澤 雄 三	藤 井 康 男
	大 田 弘 子	水 野 忠 恒
	○久 保 伸太郎	吉 田 文 一
	○河 野 光 雄	若 井 恒 雄
	鈴 木 淑 夫	

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)

目 次

第一章 税制改革関連法の成立	1
第二章 今後の取組みについて	4
1 基本的考え方	4
2 資産課税等のあり方	4
3 納税者番号制度	5
4 法人課税のあり方	7
第三章 平成7年度の税制改正について	7
1 経済及び財政の状況	7
2 租税特別措置等の整理合理化	8
(1) 租税特別措置等をめぐる諸論点	8
(2) 平成7年度における整理合理化の基本方針	10
3 土地税制	11
(1) 固定資産税	11
(2) 地価税	12
(3) 土地譲渡益課税	13
4 有価証券取引税等	14
5 その他	15

附属資料

当税制調査会は、本年4月8日の総会において、内閣総理大臣から「『今後の税制のあり方についての答申』に示された方向の下で、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める」旨の諮問を受け、6月21日に「税制改革についての答申」をとりまとめた。

その後、政府において個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実を内容とする税制改革案がとりまとめられ、去る11月25日、関連する法律が成立し、その状況の下で、平成7年度税制改正は検討された。

本答申においては、第一章で今般の税制改革についての考え方を述べた上で、第二章では今後の我々の取組みについての基本的な考え方を述べ、そうした議論を踏まえて検討が行われた平成7年度の税制改正について第三章で述べることにしたい。

第一章 税制改革関連法の成立

- 1 今般の税制改革は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得・消費・資産等の間における均衡がとれた税体系を国税・地方税を通じて構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担軽減を行うとともに、消費税について、中小事業者に対する特例措置等を改革し、税率の引上げにより消費課税の充実を図るほか、地方税源の充実を図るため、地方消費税を創設するものと位置付けられている。

政府与党が税制改革大綱をとりまとめた本年9月22日の当調査会会長談話にあるように、今般の税制改革は、全体として見て、減税と増税とが一体として処理されたことを含め、基本的には、昨年11月の「今後の税制のあり方についての答申」（以下「中期答申」という。）や本年6月の「税制改革についての答申」（以下「改革答申」という。）に示した方向に沿ったものであり、これを評価するものである。

- 2 今般の税制改革をめぐる論議においては、国民の負担増が今後避けられないことを視野に入れつつ、活力ある高齢化社会に対してどのように対応していくのかを主たる課題として様々な検討が行われた。

その結果、主として個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実とが概ね見合う形の成案化がなされ、今後の負担増の問題については、いわゆる見直し規定の下において更に議論、検討を深めていくこととされたところであり、政府としては、この規定の

趣旨を踏まえ、行財政改革の推進及び社会保障の将来の姿の検討について、今後一層積極的に取り組んでいくとの方針を示している。

当調査会としても、「改革答申」でも述べたように、国民に負担増を求めていくためには、国・地方を通じての行財政改革への具体的な取組みや、社会保障など今後必要となる財政需要を分かりやすい姿で明らかにしていくことが極めて重要であると改めて指摘し、政府の最大限の努力を要請しておきたい。

(参考) 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)

附則第25条

「消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする。」

地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)

附則第12条

「地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする。」

3 個人所得課税の税率構造については、今回の措置により、そのあるべきなめらかな累進構造の姿が基本的には実現されたと言えるのではないかと考える。ただ、最高税率の水準や特別な人的控除等のあり方といった問題については、これまでの答申で述べた考え方に沿って、今後とも検討を行っていく必要がある。

また、消費税については、中小事業者に対する特例措置の大幅縮減や仕入税額控除方式の改正といった改革は、基本的に「中期答申」や「改革答申」の指摘に沿うものであり、消費税制度の公平性や信頼性を高めるものとして評価できるが、中小事業者に対する特例措置のあり方については、今後とも、制度の公平性と簡素性との均衡を図る等の観点から、不断の検討が行われる必要がある。

4 地方税源の問題については、「改革答申」では、地方分権の推進、すなわち地方団体が地方自治の本旨に従い自主的に活動していくことのできるよう、地域福祉の担い手である地方団体の税源の充実確保が必要であることを指摘したが、その具体的な方策としての地方消費税については、税の帰属地と消費地が不一致となるのではないかとといった租税理論上の課題が提起され、結論に至ることができなかった。

今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。

こうした制度的な対応が行われていることを踏まえると、今般創設されることとなった地方消費税は、地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的方策として、租税理論（注）の観点からも一定の工夫が行われていることから、評価し得るものと考えられる。

（注）消費型付加価値税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定するものである。域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるためには、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行うことが不可欠となり、国際的にも各国の付加価値税では同様の措置が採られている。したがって、多段階累積排除型の付加価値税を各都道府県の消費課税として仕組み、上記租税理論と整合性を保つためには、国の国境税調整と同様の県境税調整を行う必要がある。しかしながら、県境に税関に相当する機関を持たない我が国地方制度の下で、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による清算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置付けることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税収の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には統計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

第二章 今後の取組みについて

1 基本的考え方

今般の税制改革関連法案の可決成立を受けて、去る11月29日、村山内閣総理大臣から当調査会に対して、将来の我が国経済社会にとってあるべき税制に向けた取組みは、今般の措置によって終わるものではなく、今後とも、経済社会情勢並びに財政状況の進展を踏まえ、適切な税負担水準と公平の確保を目指して、不断の検討を進める必要がある旨の挨拶があった。

これまでの答申で述べているように、税負担の公平性、経済活動等への中立性、制度の簡素性が税制の最も基本的な理念である。これらの基本原則の下において、制度・執行両面における実質的公平の確保や、課税ベースの拡大といった方向で、今後の税制のあり方についての論議を深めていく必要がある。

また、その際には、我が国社会の高齢化の進展という問題にとどまらず、経済の成熟化、成長率の鈍化、ストック化、国際化といった様々な構造的変化が、近年とりわけ顕著に進展していることを背景に、これまで我が国経済の発展を支えてきた諸々の社会システムを大胆に改革する必要性が強く指摘されるようになってきていることにも留意しなければならない。

このような我が国経済構造の変化という大きな視点も踏まえながら、後述する資産課税や法人課税のあり方といった諸課題に、今後取り組んでいくことが重要である。

また、これまでの答申で述べているように、地方分権の推進という時代の大きな要請に応え、今後とも、地方における歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、更に地方税源の充実確保に努めるとともに、より安定的な地方税体系の構築を図っていくことが必要である。

2 資産課税等のあり方

所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系のあり方という考え方からすると、消費課税のウエイトが高まるに伴い、また、今般個人所得課税の累進構造が緩和されたことも考えると、資産課税の充実を図ることが垂直的公平の観点から望ましいという指摘がなされている。

また、高齢化が一層進展する中、特に高齢者の場合は、大きな資産を保有する者とそうでない者との格差が大きいことから、今後の税制のあり方について検討する際、同一世代内の公平確保の観点も重要であるという指摘、更には、資産課税のあり方に

関しては、資産形成に対する中立性や各種金融資産に対する課税の中立性の観点や、税制の国際的整合性の観点も重要であるとの指摘などがなされている。

こうした資産課税をめぐる種々の問題提起に関連して言えば、平成7年度税制改正との関連を含め、現在、各方面において論議の対象とされている諸項目、例えば土地税制及び有価証券取引税等の問題や、税負担の公平確保のための課題の一つとして議論されている利子・株式等譲渡益に対する課税のあり方の問題といったものの多くが資産課税に関係する問題であることにも留意が必要である。

資産課税については、当調査会の累次の答申で述べているように、利子・株式等譲渡益に対する課税ベースの拡大や土地税制の総合的な適正化等、資産課税の充実・適正化に向けたこれまでの取組みの基本的考え方を維持することがまずもって重要である。

その上で、前述した高齢化、ストック化、国際化といった我が国経済の構造的な変化の中、所得・消費・資産等の課税バランス、更には、資産の種類毎にその取得、保有、譲渡の各段階で課税が行われるという資産課税の性格等を踏まえて、当調査会としては、今後早い機会に幅広い観点からの検討に取り組む必要があると考える。

また、活力ある福祉社会の実現を目指す視点からは、年金課税の問題についても、これまでの答申でも述べているように、高齢者世代内や異なる世代間における税負担の公平確保を図るとの視点等を踏まえ、今後幅広い見地から基本的な見直しを進めていく必要がある。

3 納税者番号制度

納税者番号制度については、適正・公平な課税を実現するための手段として有力な選択肢であり、近時、例えば21世紀初頭を目途に、その導入に向けた積極的な取組みを行うべきであるという指摘があることをも踏まえ、当調査会における今後の検討のための論点整理を行っておきたい。

(1) 当調査会では従来より、個人に対する番号付与の方式として、公的年金番号を利用する方式と住民基本台帳を基に番号を付与する方式とを具体的に想定してきたが、「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」における最近の報告によれば、公的年金番号については、平成8年度より総合試験が開始され、平成9年1月の統一に向けて作業が進んでいる。

また、住民基本台帳をもとにした共通番号制度については、住民基本台帳の統一

的な活用を図り、他の行政分野への利用方法等を検討するとともに、住民基本台帳を基礎とした統一番号制度のあり方（電算化・ネットワーク化等）等について2年間の予定で調査研究する研究会が自治省において設置され、作業が行われている。

これらの進捗状況を踏まえつつ、当調査会としても、今後、個人、法人それぞれに対する付番方式について検討を深めていく必要がある。

- (2) また、納税者番号制度の効果に関しては、従来より、税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化の観点、利子・株式等譲渡益などの資産性所得に係る課税方法の選択肢の拡大という観点、相続税等の資産課税や事業所得課税の分野における活用という観点から検討する必要がある旨指摘している。

更に、「改革答申」においては、納税者番号制度の検討に当たっては、上述の制度導入の目的・効果に応じた把握すべき情報の種類や対象となる取引範囲を類型化していくことが有益であると指摘している。

当調査会では、納税者番号制度については、制度に関する国民の理解が深まり、活発な議論が行われていくことが重要と考えており、それを期待する観点から、現時点での類型化イメージを示すとすれば、次のとおりである。

まず、現行の支払調書やその他の法定資料に番号を付することにより、税務行政上、名寄せ精度の向上等が図り得ると考える。これは、税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化に向けた納税者番号の活用と位置付けることができ、法定資料の範囲を広げることにより、更なる課税の適正化を目指すことも考えられる。

次に、これまでの答申においても理論面、実態面から多角的に議論を深めていく必要があるとされている総合課税の実施に納税者番号を利用することとする場合には、租税特別措置法等により限定されている現行支払調書を、個人に対するもの等にも拡大していく必要がある。

更に、納税者番号を相続税等の資産課税に利用することとなる場合には、法定資料（支払調書等）の範囲を、例えば資産残高等の情報にも広げることが考えられる。また、こうした資産残高の情報は、税務当局が間接的に事業所得等を推定する端緒になるのではないかと考えられる。

ここで述べたイメージに関しては、番号の利用等に係る官民のコスト、資金シフト等の経済取引への影響、プライバシーの問題などについて、今後、更に子細な検討が必要である。

(3) いずれにせよ、納税者番号に係る問題については、今後、先に述べた納税者番号として利用し得る番号の整備状況を踏まえつつ、更に、国民の受止め方を十分に把握しながら検討していく必要がある。

4 法人課税のあり方

所得・消費・資産等の税体系の中で取り組むべき課題としては、資産課税の問題に加えて、法人課税のあり方の問題もある。

特に最近においては、我が国経済が国際化する中、製造業等が急激な円高の進行や人件費・地価等のコスト高のために生産拠点を海外にシフトせざるを得なくなっており、このままでは我が国を支えるリーディング産業までが国外へ移転し、ひいては生産や雇用等、国内実体経済に悪影響が生じかねないといういわゆる「産業空洞化」論がある。

そして、そのような議論を背景に、法人課税の負担の軽減を検討すべきではないかという指摘があるが、「産業空洞化」論については、その実態や要因・背景を見極めていく必要があるものとする。

いずれにせよ、法人所得課税のあり方及びその負担水準については、「中期答申」で指摘したように、主要諸外国の動向等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って、我が国の税体系に占める法人所得課税の地位に留意しつつ、幅広い視点から検討を加えていくべき事柄である。

なお、事業税に外形標準課税を導入する問題については、地方消費税を創設した以上、その必要がないのではないかと意見もあったが、この問題については、消費課税としての地方消費税とは異なり、事業に対する応益課税としての事業税の性格、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化等の観点から、引き続き検討していく必要があると考える。

第三章 平成7年度の税制改正について

1 経済及び財政の状況

(1) 経済状況

我が国におけるバブル経済崩壊後の調整過程は、資産価格の大幅な下落、バブル経済の時代に過大に積み上がった資本設備のストックの調整、企業収益の低迷等から、深く長いものとなっており、最近では、昨年10月を底に景気回復の方向に向か

っているものの、その足どりは、極めて緩やかなものとなっている。

平成6年度においては、景気対策の観点から所得税・個人住民税合わせて5.5兆円規模の定率による特別減税が行われたところであるが、7年度においても、今般の税制改革による3.5兆円規模の恒久的な制度減税に加えて、2兆円規模の定率による特別減税を行うこととされたのは、現下の経済状況からみて妥当な措置であると考えられる。この措置が、一連の総合経済対策等の諸措置ともあいまって景気回復の足どりをより確かなものとすることを期待する。

なお、景気対策として行われる特別減税は、足許の経済状況等を勘案してその実施を決めるべき性格のものであり、平成8年分の定率による特別減税については、8年度予算編成に当たって、景気状況、財政状況等を総合的に勘案して慎重に対応すべきであるとする。

(2) 財政事情

我が国の財政の現状を顧みると、平成6年度末には、国の公債残高が200兆円を、地方の借入金残高が100兆円をそれぞれ突破する見込みであり、将来にわたる公債・借入金の元利償還負担が財政の硬直化を招きその資源配分機能を著しく損なうことが懸念されるなど、誠に深刻な状況にある。

また、いわゆるバブル期における特異な税収が剥落した後の現在の税収水準の下、今後、社会保障関係経費の増加や社会資本整備の充実といった諸分野での財政需要の増大が見込まれることも考えると、構造的な歳出歳入ギャップの存在に対する強い懸念もある。

財政体質の歯止めなき悪化につながりかねない赤字公債を発行することは厳に避けねばならないことは言うまでもなく、このように深刻な状況にある財政の体質改善を図るため、歳出歳入両面にわたり引き続きあらゆる努力を傾ける必要がある。そのためには、平成7年度予算編成においても、まずもって財政需要全般の徹底した洗い直し、歳出の節減・合理化を行うことを政府に対し強く要望するものであり、更に、「改革答申」でも述べた財政構造と行政システム全般にわたる抜本的な改革を積極的に推進する必要性も改めて指摘しておきたい。

2 租税特別措置等の整理合理化

(1) 租税特別措置等をめぐる諸論点

イ 企業関係をはじめとする租税特別措置及び非課税等特別措置は、「中期答申」を

はじめ累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つであるが、税負担の公平・中立等の税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

租税特別措置等の課税の適正化が今般の税制改革における消費税率の見直し規定に盛り込まれた経緯をも踏まえると、税負担の公平性等の確保、課税ベースの拡大の観点から、抜本的な整理合理化の推進が一層強く要請されている。

また、最近では、特に企業関係の租税特別措置等に関して、

- ① そもそも現在の租税特別措置等が、あまりにも細かく個別的な政策目的に細分化され、極めて複雑なものとなっており、特定の者にしか分からなくなってしまう、
 - ② 租税特別措置等は種々の基準や行政当局の認定・承認等を適用要件としており、まさに規制緩和という経済社会の構造改革の流れに逆行する面がある、といった新しい論点も指摘されており、この問題を検討するに当たっては、制度の透明性・簡索性等の要素に特に留意が必要となっている。
- ロ 個人関係の租税特別措置についても、種々の問題提起が行われていることに留意が必要である。租税特別措置の大宗を占めるのは、住宅取得促進税制、生命保険料控除・損害保険料控除、老人マル優等の所得税関係の制度であるが、これらは、何らかの形で個人の資産形成に関わるものとして、前述した資産課税のあり方に関連する問題でもある。

個々の制度に関して言えば、現行の住宅取得促進税制の下では、大部分の適用者にとって支払利子を所得控除した場合の負担軽減額を上回る税額控除となっていること、最近の景気対策における制度拡充により巨額となっている減収額に見合う効果を上げているのかどうか、といった問題が提起されている。こうしたことを踏まえて、今後、総合的な住宅政策を視野に入れて、現行の税額控除制度の見直しを含む制度の基本的なあり方を検討する必要があるのではないかという指摘が行われた。

制度創設以来長期間が経過している生命保険料控除・損害保険料控除については、「中期答申」の指摘にもあるように、保険加入率も相当の水準に達しており、保険契約を奨励するという当初の制度目的は既に果たされているのではないかと、また、保険契約の貯蓄商品的側面に着目すれば、こういった控除は金融商品間の中立性に

反するのではないかといった論点が提起されている。

老人マル優等についても、「平成5年度の税制改正に関する答申」（以下「5年度答申」という。）で述べたように、課税ベースの拡大の観点、世代間あるいは高齢者世代内の公平確保の観点から、今後ともその縮減の方向で検討すべきではないかという指摘がある。

また、これらの制度については、その減収額は大きいものの、制度の趣旨などそれぞれの制度をめぐる諸事情があり、これらを縮減することについては、国民的なコンセンサスも視野に入れて慎重に検討すべきではないかとの指摘も行われている。

租税特別措置等の抜本的な整理合理化が強く要請されている状況の下、これらの個人関係の租税特別措置等についても、上述したような論点を踏まえ、基本的には聖域化することなく、その政策目的の合理性や手段としての妥当性等の観点から、そのあり方を検討していくことが求められていると言えよう。

(2) 平成7年度における整理合理化の基本方針

以上のような問題意識に立って、平成7年度税制改正においては、いわゆる企業関係の租税特別措置等を中心にして抜本的な整理合理化に取り組むこととし、具体的には、個々の特別措置について例外項目を作ることなく、

- ・その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、
- ・政策目的達成のために効果的な措置であるか、
- ・そもそも政策手段として税制が適当か、
- ・利用実態が特定の者に偏っていないか、
- ・利用実態が低調となっていないか、
- ・創設後長期間にわたっていないか、

等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行うことが適当である。

この検討の結果、存続される措置に関しても、その助成度合について、縮減を含めた見直しを行う必要がある。

また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップアンドビルドの原則を厳守するとともに、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合にする必要がある。なお、一定期間経過後は政策効果や利用実態等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行うという仕組みについて検討していくことも必要ではないかと

考える。

なお、地方税の非課税等特別措置について同様の対応を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、当調査会の累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

3 土地税制

(1) 固定資産税

イ 市町村の基幹税目である固定資産税については、「中期答申」でも述べたように、税源の普遍性や税収の安定性に富み、市町村税として最もふさわしい税として、これまでも市町村財政の中で重要な役割を果たしてきたところであり、中長期的にその充実を図ることを基本とすべきであると考えます。

ロ 固定資産税の土地の評価については、平成2年10月の「土地税制のあり方についての基本答申」（以下「土地答申」という。）において、土地に対する課税の適正化を図るためには、同税の性格を踏まえつつ土地の収益価格を目標として評価の均衡化・適正化を推進すべきであると指摘したところである。

その後、「平成3年度の税制改正に関する答申」において、平成6年度以降の評価替えは、土地基本法第16条の規定の趣旨等も踏まえ、速やかに、地価公示価格の一定割合を目標に、評価の適正化・均衡化を推進すべきであると指摘した。

この指摘を踏まえ、「中央固定資産評価審議会」の審議を経て、平成6年度の評価替えは地価公示価格の7割程度を目標にして行われることとされた。

当調査会としては、「平成4年度の税制改正に関する答申」及び「5年度答申」において、上記の考え方に基づいて実施される平成6年度の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ろうとするものであることから、それに伴う納税者の税負担については、その急激な変化が生じないよう総合的かつ適切な調整措置を講ずるべきである旨を指摘した。

更に、「中期答申」においても、平成6年度の評価替えにおいて、土地基本法等も踏まえ、地価公示価格の7割程度を目標に土地の評価の均衡化・適正化を図ることとしており、これを着実に推進する必要があると指摘している。

このように、納税者の税負担に配慮しながら土地評価に対する信頼を確保し、中長期的にその充実を図るという固定資産税の基本的考え方を今後とも維持していく必要があると考える。

ハ ただ、最近の地価下落に起因して、土地評価について数多くの審査の申し出がなされており、このような事情にも配慮して、その評価や負担について早急に見直しを検討すべきではないかという意見や、経済環境が悪く地価の下落局面の中で上昇し続ける固定資産税の負担は、企業経営にとって大きな負担となっているのではないかという意見がある一方で、評価替えに際しては、納税者の負担が急激に増加することに配慮した負担調整措置が講じられていることも併せ考えるべきであるとの意見もあった。また、この問題については、最近の地価動向に対応した臨時的な負担調整措置を講じていくことも、やむを得ないのではないか、という指摘があった。

(2) 地価税

イ 平成3年度税制改正において実現された土地税制改革は、土地についての公共の福祉を優先するという土地基本法の基本理念を踏まえた土地政策の一環であるとともに、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築する観点から土地に対する課税の適正・公平を確保するための措置であり、長期的・安定的な制度を構築するためのものである。

ロ この土地税制改革において創設された地価税については、地価は土地税制改革当時と比較して既に十分下落し、地価税はバブル対策としての目的を達成したので廃止すべきではないか、また、企業収益が低迷している中、企業の土地保有コストの引下げが必要ではないかという議論がある。

この点について言えば、地価税の土地政策上の意義は、土地税制改革以前において、税制上の要因等による土地保有コストの低さが土地の有利性を助長してきたとの反省を踏まえ、これを引き上げることによって、土地の有利性を縮減することにある。国民の間に「土地は有利な資産」という意識が根強く残っている現状等にかんがみると、地価税の土地政策上の意義は失われていないのではないかと考える。

ハ また、そもそも地価税は、「土地答申」でも述べたように、所得・消費・資産等のバランスの中で、有限で公共的な性格を有する土地資産に対する適正な課税を目指して創設されたものである。

すなわち、地価税は、土地の資産価値に担税力を求めるものであり、資産課税としての土地税制の中でも重要な役割を果たす土地保有課税であることから、そのあり方の検討は、資産に対する課税のあり方全体についての幅広い議論を踏まえる必要がある。

このように位置付けられる現行の地価税制度については、これを着実に実施していくことが必要と考える。

ニ 既に有効利用されている土地に地価税を課税せず、その課税対象を低未利用地に限定できないか、といった意見がある。

この低未利用地課税については、「土地答申」で指摘したように、①土地保有に対する負担の公平確保あるいは土地の有利性の縮減という観点に直接応えることはできないこと、②低未利用地課税の実行には、「低未利用」の客観的な判定基準が必要であり、このためには、個々の土地について、それぞれの地域の社会・経済等の状況に応じて、望ましい利用のあり方を具体的に定めた実効性のある土地利用計画の整備が必要であるが、そのような土地利用計画は存在していない等の理由から採用されなかった経緯がある。

ホ 地価税は、一部企業、業種に負担が集中する不公平な税制であり、廃止・縮減すべきではないかとの意見もある。この点については、地価税の申告事績をみると、全法人の1%弱の企業が全法人の保有する土地等の6割（価額ベース）を保有しており、地価税負担が少数特定の企業に集中するのは、こうした企業に高い資産価値を持つ土地が集中していることによるものと考えられることができる。

また、この点に関連して、資産に対する適正な課税を行っていくためには、課税ベースを拡大し、また、個人にも広く課税されるよう、そのあり方を見直すべきではないかという意見があった。また、その場合、固定資産税との整合性が問題になるとの意見もあった。

ヘ なお、地価税の負担のあり方については、地価税法附則において、「少なくとも5年ごとに固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ、土地保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討する」旨の規定が置かれており、この附則の趣旨に沿い、固定資産税の評価替えの状況等も踏まえつつ、その検討を行う必要がある。

(3) 土地譲渡益課税

土地譲渡益に対する課税については、個人の長期譲渡所得の1/2総合課税の原則に照らせば現行の税率水準（39%）は高過ぎるのではないかと、特に今回の税制改革における所得課税の負担軽減に対応して土地譲渡益に対する税負担も緩和すべきではないかと、そもそも現行の土地譲渡益課税は土地取引を阻害しており土地流動化のためにはこれを軽減すべきではないか、といった意見がある。

これらについては、「中期答申」や「平成6年度の税制改正に関する答申」でも指摘したように、現行制度は、

- ① 先般の土地税制改革において、「土地は国民のための有限で公共的性格を有する資産であり、その価値は公共投資や経済活動の集積など主として外部的要因により増加するものであることに鑑みると、その譲渡益に対しては通常の所得に比べて高い負担を求めることが税負担の公平にかなう」との基本的考え方を踏まえ、長期的・安定的な制度として構築されたものであること、
- ② 土地譲渡益には相応の高い税負担を求める一方で、土地基本法を踏まえた誘導すべき土地譲渡については軽減税率等を適用するという形で、土地の有効利用に配慮した制度となっており、土地政策としての有用性を持っていること、
- ③ 土地取引が低迷してきたと言われているが、それは、譲渡益課税が足かせとなった供給不足というよりも、むしろ諸要因による需要不足によるところが大きいのではないかと考えられること、

等にかんがみれば、土地譲渡益課税の軽減については、土地税制全体の基本的枠組みを崩すことのないよう、慎重な対応が必要である。

以上、土地税制についての当調査会としての基本的な考え方を述べたが、土地税制を含め我が国の土地問題を論ずるに当たっては、土地の公共的な性格についての認識を高めていくことが極めて重要であり、また、都市計画の充実、詳細化といった「総合土地政策推進要綱」において述べられている土地政策の総合的かつ着実な実施が重要であることを改めて付言しておきたい。

4 有価証券取引税等

昨今、我が国の金融・証券取引が海外に流出し、いわゆる金融・証券市場の空洞化が進んでいるとされ、これを防止するために有価証券取引税をはじめとする税制面での対応が必要であるとの議論がある。また、有価証券取引税等はいわゆる流通税であり、低迷する株式市場等の活性化を図るためにも、廃止・縮減すべきではないかとの議論もある。

これらの論点について言えば、いわゆる金融・証券市場の空洞化として指摘されている諸現象は、税の問題のみに結び付けて考えることはできず、また、これらの税の廃止・縮減による株価や出来高等への影響については一概には言えないものとする。

税制のあり方という面から見れば、有価証券取引税は、有価証券という資産の移転

の背後にある担税力に着目して課税を行う一種の資産課税であると考えることができ、有価証券取引税のあり方については、上述のように国際化等が進展する中での我が国の税体系における資産課税のあり方についての議論も踏まえつつ、株式等譲渡益に対する課税のあり方の問題を含めて、証券税制全体の中で検討を深めていくことが適切である。

また、取引所税は、特定の法律に基づいて公の場として開設された取引所を利用して先物取引等を約定する行為に対し、その背後にある担税力に着目して課税を行うものである。平成2年度において、先物取引等の国際性にも留意しつつ、取引所における先物取引等のすべてについて低税率で一律に課税するなどの全部改正が実施されたところである。

いずれにせよ、有価証券取引税や取引所税の問題については、指摘されている諸現象の要因分析を引き続き行い、税体系における資産課税のあり方についての議論をも踏まえて検討すべき問題である。

5 その他

特別地方消費税については、地方消費税の創設に当たって、その関係を整理すべきとの意見もあった。しかしながら、特別地方消費税については、課税対象となる消費行為と地方団体の行政需要とが密接に関連するものであること、自主財源の乏しい都道府県において貴重な財源となっていること、地方消費税とは税の仕組みが異なることから、存続すべきであるとの意見もあったところであり、今後、これらの意見を踏まえ、地方消費税の導入時までにはそのあり方について更に検討すべきである。

附 属 资 料

目 次

一 今般の税制改革

(一) 総論

1. 税制改革のポイント…………… 1
2. 税制改革による増減収等の姿…………… 2
3. 一世帯当たりの税負担の試算（平成6年～10年）…………… 3

(二) 所得課税関係

1. 所得減税の概要…………… 5
2. 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦2人の給与所得者）…………… 6
3. 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦2人の給与所得者）…………… 7
4. 制度減税による負担軽減状況（夫婦2人の給与所得者）…………… 8
5. 抜本改革前（昭和61年（個人住民税 昭和62年度））との負担軽減状況の比較
（夫婦2人の給与所得者）…………… 9

(三) 消費課税関係

1. 消費税制度の改革…………… 10
2. 地方消費税の概要…………… 11
3. 消費税率・地方消費税率の見直し規定…………… 13

(四) その他

- 税制調査会会長談話（平成6年9月22日）…………… 14

二 その他

1. 税制調査会第20回総会における内閣総理大臣挨拶（平成6年11月29日）…………… 15
2. 税制調査会第20回総会における大蔵大臣挨拶（平成6年11月29日）…………… 16
3. 税制調査会第20回総会における自治大臣挨拶（平成6年11月29日）…………… 17

一 今般の税制改革

(一) 総論

1. 税制改革のポイント

税制改革のポイント

1. 所得税・個人住民税の負担軽減

(1) 平成7年から税率構造の見直し等による減税の実施(“働き盛り減税”)
(約3.5兆円)

① “働き盛り”の中堅所得者層の税負担の累増感(収入が伸びても、追加的な手取り金額がほとんど増えない状況)。⇒活力ある福祉社会の実現の視点から、税率構造の累進性を緩和する。

② 消費税率引上げに伴う低所得者層の負担増に配慮し、課税最低限を引き上げる。

(2) 当面の景気に配慮して、平成7年(度)分所得税・個人住民税の特別減税の実施(2兆円)

2. 消費税の改革(平成9年4月1日実施)

(1) 現行税率3%から4%への引上げ

(注1) 地方消費税の税率は、消費税額の25%。消費税と地方消費税とを合わせた負担率は5%。

(注2) 消費税の税率については、必要に応じ施行の6カ月前までに見直し。

(2) 中小事業者に対する特例措置の抜本的見直し

(3) インボイス方式の導入

3. 地方消費税の創設(平成9年4月1日実施)

2. 税制改革による増減収等の姿

所得減税等による減収額 ▲ 3.8 兆円

所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3.5 兆円
平成6年度改正における相続税減税	▲ 0.3 兆円

消費税の改革 + 0.3 兆円

消費税率引上げ（3%→5%）による純増収額 + 4.1 兆円
 （増収額－政府負担の消費税増加分＝4.8－0.7兆円）

政府負担の消費税増加分のうち
 公債発行により得るもの + 0.4 兆円

つなぎ公債の償還財源 ▲ 0.5 兆円

社会保障関係 ▲ 0.5 兆円

年金等の物価スライド	▲ 0.1 兆円
社会福祉	▲ 0.4 兆円

合 計 0.0 兆円

3. 一世帯当たりの税負担の試算（平成6年～10年）

〔平成6年時点における給与収入別・勤労者標準世帯（夫婦二人の給与と所得者）〕

（単位：万円）

給与収入	400.0	500.0	600.0	700.0	800.0	900.0	1000.0
現行 制度	9.2	20.2	35.4	53.0	78.6	105.0	133.0
消費税	6.5	7.9	9.1	11.0	12.5	12.8	14.3

○税制改革後の税額の現行制度下の税額に対する増減額（▲は負担減）

平成6年	▲ 1.8	▲ 4.0	▲ 7.1	▲ 10.6	▲ 15.7	▲ 21.0	▲ 26.6
平成7年	▲ 3.9	▲ 6.1	▲ 10.9	▲ 14.6	▲ 19.2	▲ 19.2	▲ 22.7
平成8年	▲ 2.7	▲ 3.9	▲ 6.4	▲ 10.8	▲ 12.2	▲ 12.6	▲ 21.0
平成9年	0.8	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 6.3	▲ 5.5	▲ 7.5	▲ 19.5
平成10年	2.2	0.5	0.1	▲ 4.0	▲ 2.9	▲ 7.3	▲ 21.7

〔参考〕抜本的税制改革前の税制（昭和61年）が継続していると仮定した場合との税負担増減額（▲は負担減）

平成10年	▲ 7.1	▲ 15.2	▲ 25.5	▲ 34.4	▲ 39.9	▲ 52.0	▲ 63.6
-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

〔ポイント〕

1. 一般の税制改革では、所得減税は平成6年分からスタートする一方、消費税率は平成9年4月に引き上げられ、平成10年に平年化するため、この期間中の税負担の変化の姿を見る必要がある。ここでは、その間給与収入が年率4%で増加すると仮定して、税制改革の家計への影響を試算した。
2. 上記の試算によれば、減税先行期間である平成8年までは、すべての収入階級において、現行制度下における税負担と比較して、大幅な負担減となっている。消費税率が引き上げられる平成9年以降でも、年収600万円以上の世帯ではおおむね負担減となる。
3. なお、年収400万円の世帯は、消費税引上げ後の平成9年に8千円、10年に2万2千円の負担増となるが、平成6～8年の減税先行期間においては累計で8万4千円の大幅な負担軽減となっている。（また、前回の抜本的税制改革（昭和61年～）では、中低所得者層を中心とした大幅な負担軽減が行われている。今回の改革後の税額を、抜本改革前の税制が継続していると仮定して算出した税額に比べると7万1千円の負担軽減となる。）

(備考) 1. 総務庁『家計調査年報(特別調査)』(平成4、5年度版)「4人世帯(有業者1人)年間収入階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」より作成。

2. 各給与収入の標準世帯における平成6年の消費支出及びうち課税対象消費支出の額は、『家計調査年報』から得られる各収入階級の消費支出及びうち課税対象消費支出の額の実収入に対する各比率を、対応する給与収入に乗じて算出。但し、課税対象消費支出額は、消費支出の金額から消費税の課税対象外と見られる項目(例:家賃、教科書の購入費等)の合計額を控除した額。

3. 平成7年以降の給与収入については年率4%で増加するものとして算出し、消費性向(給与収入に占める消費支出又はうち課税対象消費支出の各比率)は一定とする。

4. 現行制度の所得税・住民税の税額は、平成6年の20%特別減税を実施しない場合の税額である。

5. 税制改革後の所得税・住民税の税額については次のとおり算出。平成6年に20%特別減税(5.5兆円規模)を実施。なお、平成7年以降については、税率構造の見直しと課税最低限の引上げによる制度減税(3.5兆円規模)を実施。また、平成7年に15%特別減税(2兆円規模)を実施。

消費税率については、平成9年4月1日より5%とする。

6. 抜本改革前の税額算出に当たっては、所得税・住民税額については上記3による給与収入に当時の制度を適用して算出。また、消費税率導入に伴い廃止された個別物品税等の負担減については考慮していない。

7. 税制改革大綱においては、「平成8年においても、特別減税を併せ行うことにより平成6年と同程度規模の減税を実施する。なお、当該特別減税については、景気が特に好転した場合には改めて検討するものとする。」とされている。平成8年に特別減税を実施するとした場合の負担軽減額は次のようになる。

給与収入	400.0	500.0	600.0	700.0	800.0	900.0	1000.0
平成8年	▲ 4.1	▲ 7.2	▲ 11.7	▲ 17.5	▲ 19.2	▲ 19.6	▲ 28.0

(二) 所得課税関係

1. 所得減税の概要

1. 制度減税（3.5兆円）

(1) 累進構造の緩和

① 所得税

	現 行		改 正 後	
〔税率〕	〔適用課税所得〕		〔適用課税所得〕	
10%	300(709)万円以下の金額		330(772)万円以下の金額	
20%	600(1,046)万円	〃	900(1,349)万円	〃
30%	1,000(1,431)万円	〃	1,800(2,296)万円	〃
40%	2,000(2,483)万円	〃	3,000(3,560)万円	〃
50%	2,000万円超の金額		3,000万円超の金額	

② 個人住民税

	現 行		改 正 後	
〔税率〕	〔適用課税所得〕		〔適用課税所得〕	
5%	160(509)万円以下の金額		200(579)万円以下の金額	
10%	550(963)万円	〃	700(1,145)万円	〃
15%	550万円超の金額		700万円超の金額	

(注) ()内は、夫婦子2人の給与所得者の給与収入換算である。

(2) 課税最低限の引上げ（夫婦子2人の給与所得者）

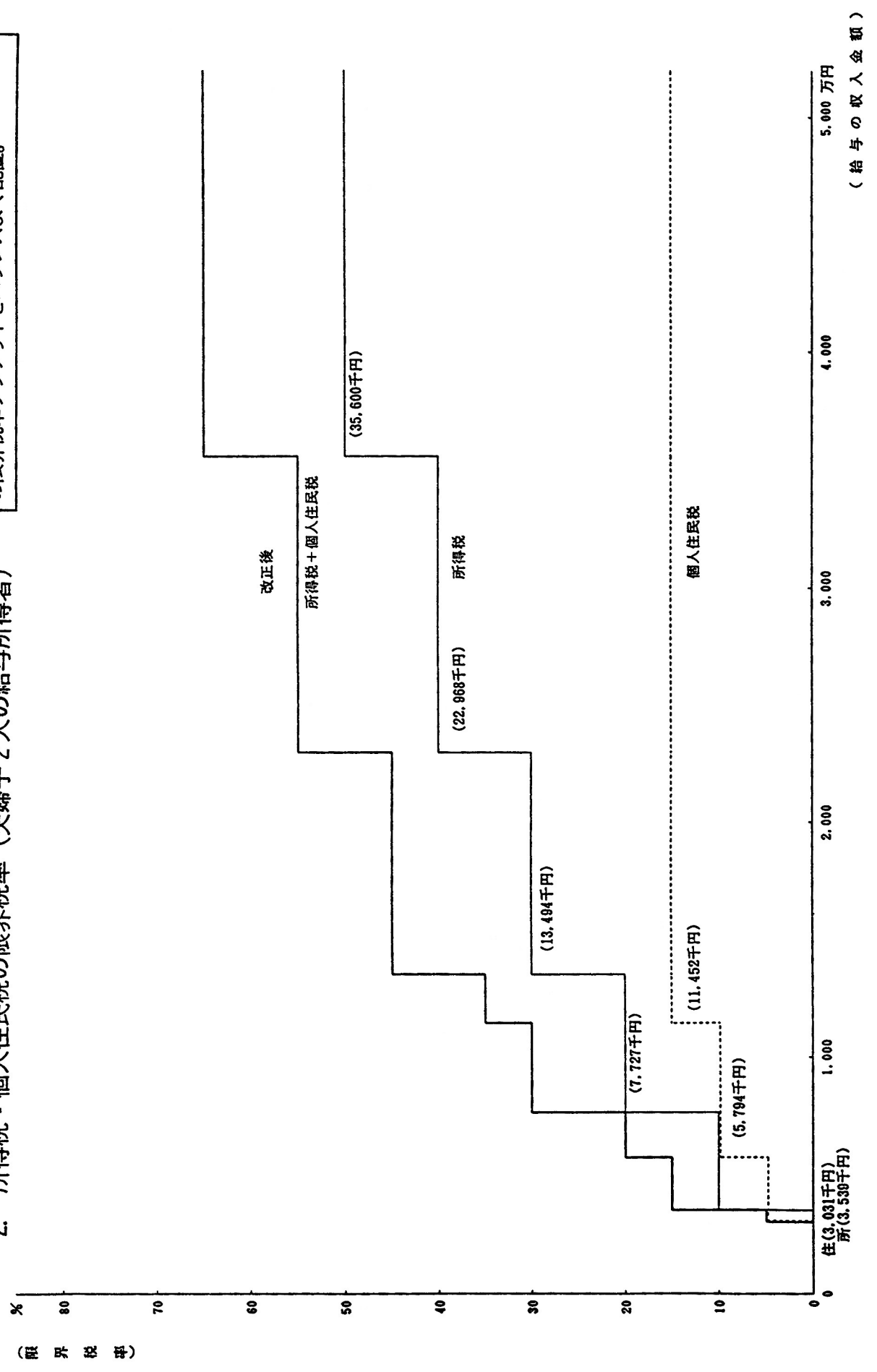
	現 行	改正後
・ 所得税	327.7万円	353.9万円
・ 個人住民税	284.9万円	303.1万円

2. 平成7年度の特別減税（2兆円）

- ・ 制度減税後の税額から、一律15%相当額を控除。
- ・ 最高限度額
所得税 5万円
個人住民税 2万円

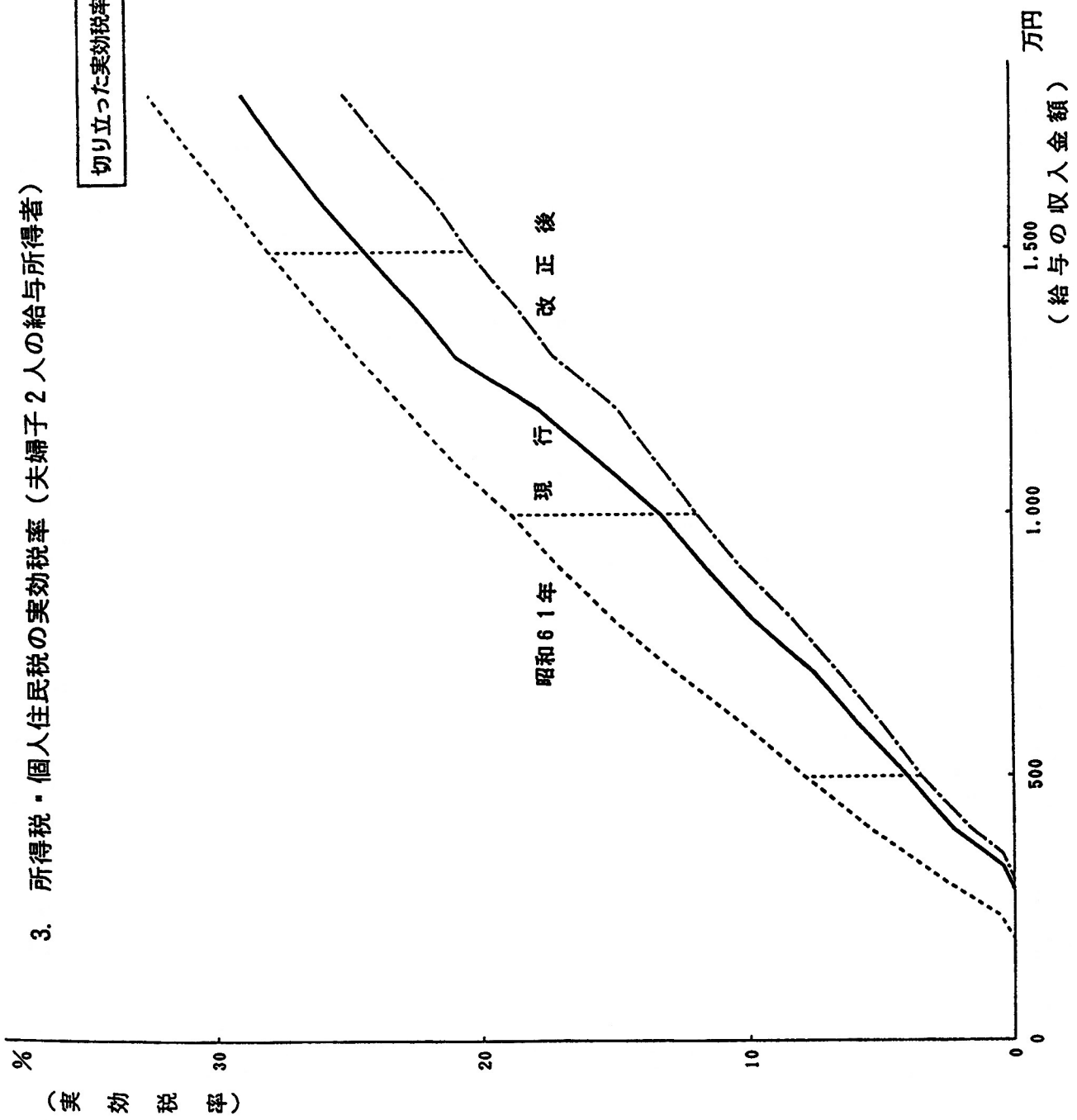
負担の増加をなめらかにするため、所得税・個人住民税の限界税率ブラケットをバランスよく配置。

2. 所得税・個人住民税の限界税率 (夫婦子2人の給与所得者)



3. 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）

切り立った実効税率カーブの“えぐれ”は改善。



4. 制度減税による負担軽減状況（夫婦子2人の給与所得者）

制度減税により、税負担率はなだらかに増加。

給与収入	所得税			個人住民税			所得税+個人住民税											
	現行制度による		改正後による税額	現行制度による		改正後による税額	現行制度による		改正後による税額									
	税額	負担率		税額	負担率		税額	負担率										
円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								
4,000,000	52,500	1.3	19,500	37.1	33,000	0.8	39,750	1.0	7,250	18.2	32,500	0.8	92,250	2.3	26,750	29.0	65,500	1.6
5,000,000	125,500	2.5	19,500	15.5	106,000	2.1	76,250	1.5	7,250	9.5	69,000	1.4	201,750	4.0	26,750	13.3	175,000	3.5
6,000,000	203,500	3.4	19,500	9.6	184,000	3.1	150,500	2.5	34,500	22.9	116,000	1.9	354,000	5.9	54,000	15.3	300,000	5.0
7,000,000	291,500	4.2	25,500	8.7	266,000	3.8	238,500	3.4	40,500	17.0	198,000	2.8	530,000	7.6	66,000	12.5	464,000	6.6
8,000,000	459,000	5.7	81,000	17.6	378,000	4.7	326,500	4.1	40,500	12.4	286,000	3.6	785,500	9.8	121,500	15.5	664,000	8.3
9,000,000	635,000	7.1	81,000	12.8	554,000	6.2	414,500	4.6	40,500	9.8	374,000	4.2	1,049,500	11.7	121,500	11.6	928,000	10.3
10,000,000	811,000	8.1	81,000	10.0	730,000	7.3	518,750	5.2	56,750	10.9	462,000	4.6	1,329,750	13.3	137,750	10.4	1,192,000	11.9
12,000,000	1,336,500	11.1	226,500	16.9	1,110,000	9.3	803,750	6.7	125,750	15.6	678,000	5.7	2,140,250	17.8	352,250	16.5	1,788,000	14.9
15,000,000	2,362,000	15.7	463,000	19.6	1,899,000	12.7	1,277,750	8.5	122,750	9.6	1,155,000	7.7	3,639,750	24.3	585,750	16.1	3,054,000	20.4
20,000,000	4,262,000	21.3	938,000	22.0	3,324,000	16.6	1,990,250	10.0	122,750	6.2	1,867,500	9.3	6,252,250	31.3	1,060,750	17.0	5,191,500	26.0
25,000,000	6,177,500	24.7	1,235,500	20.0	4,942,000	19.8	2,702,750	10.8	122,750	4.5	2,580,000	10.3	8,880,250	35.5	1,358,250	15.3	7,522,000	30.1

（備考）1. 子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算してある。

2. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

3. 夫婦子2人の課税最低限は、所得税 353,9万円（現行 327.7万円）、個人住民税 303.1万円（現行 284.9万円）となる。

5. 抜本改革前（昭和61年（個人住民税 昭和62年度））との負担軽減状況の比較
 （夫婦子2人の給与所得者）

先の抜本改革と今回の税制改革を合わせた税負担の軽減割合は、低所得者層ほど大きく、高所得者層ほど小さい。

給与収入	所得税			個人住民税			所得税 + 個人住民税									
	抜本前(61年)の制度		負担率 ④	改正後による税額		負担率 ④-③=⑤	改正後による税額		負担率 ④-③=⑤	軽減額		負担率 ④-③=⑤				
	による税額			軽減割合 ③/④			軽減額			軽減割合 ③/④						
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%				
4,000,000	125,100	3.1	92,100	73.6	33,000	0.8	58,150	64.1	32,500	0.8	215,750	5.4	150,250	69.6	65,500	1.6
5,000,000	225,400	4.5	119,400	53.0	106,000	2.1	99,650	59.1	69,000	1.4	394,050	7.9	219,050	55.6	175,000	3.5
6,000,000	353,050	5.9	169,050	47.9	184,000	3.1	145,400	55.6	116,000	1.9	614,450	10.2	314,450	51.2	300,000	5.0
7,000,000	522,450	7.5	256,450	49.1	266,000	3.8	169,750	53.3	198,000	2.8	890,200	12.7	426,200	47.9	464,000	6.6
8,000,000	722,250	9.0	344,250	47.7	378,000	4.7	482,150	6.0	286,000	3.6	1,204,400	15.1	540,400	44.9	664,000	8.3
9,000,000	942,250	10.5	388,250	41.2	554,000	6.2	596,550	6.6	374,000	4.2	1,538,800	17.1	610,800	39.7	928,000	10.3
10,000,000	1,169,000	11.7	439,000	37.6	730,000	7.3	718,100	7.2	462,000	4.6	1,887,100	18.9	685,100	36.8	1,192,000	11.9
12,000,000	1,740,750	14.5	630,750	36.2	1,110,000	9.3	984,100	8.2	678,000	5.7	2,724,850	22.7	936,850	34.4	1,788,000	14.9
15,000,000	2,782,500	18.6	883,500	31.8	1,899,000	12.7	1,399,750	9.3	1,155,000	7.7	4,182,250	27.9	1,128,250	27.0	3,054,000	20.4
20,000,000	4,896,000	24.5	1,572,000	32.1	3,324,000	16.6	2,112,250	10.6	1,867,500	9.3	7,008,250	35.0	1,816,750	25.9	5,191,500	26.0
25,000,000	7,290,250	29.2	2,348,250	32.2	4,942,000	19.8	2,841,400	11.4	2,580,000	10.3	10,131,650	40.5	2,609,650	25.8	7,522,000	30.1

（備考）1. 子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算してある。

2. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

(三) 消費課税関係

1. 消費税制度の改革

制度の概要及び改正内容	参 考																					
<p>○ 事業者免税点制度 〔現行制度の概要〕 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。</p> <p>〔改正の内容〕 新設法人の設立当初の2年間については基準期間（前々事業年度）がなく、原則として免税事業者となるが、資本金1,000万円以上の新設法人の基準期間のない課税期間については、免税点制度を適用しない。</p> <p>〔適正転嫁指導（例）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免税事業者であっても、仕入れに係る消費税額を価格に転嫁する必要がある旨を消費者に周知。 ・ 免税事業者については、仕入れに係る消費税額の転嫁を行うことが適正転嫁である旨を指導。 	<p>○ 平成2年の商法改正により、平成3年4月以降に設立される株式会社の最低資本金は1,000万円とされている。</p> <p>○ 具体的諸施策については、関係行政機関において協議を行い、今後詳細を決定。 （例）・ポスター・パンフレットの配布 ・セミナー等の実施</p>																					
<p>○ 簡易課税制度 〔現行制度の概要〕 基準期間の課税売上高が4億円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。 みなし仕入率：卸売90%、小売80% 製造等70%、その他60%</p> <p>〔改正の内容〕 適用上限を4億円から2億円に引き下げる。</p>	<p>○ 適用状況（平成4年度）</p> <table border="1" data-bbox="859 907 1367 1203"> <thead> <tr> <th>売上階級</th> <th>適用者数</th> <th>対象売上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>万者</td> <td>兆円</td> </tr> <tr> <td>～1億円</td> <td>95</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>～2億円</td> <td>29</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>～3億円</td> <td>11</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>～4億円</td> <td>6</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>141</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	売上階級	適用者数	対象売上		万者	兆円	～1億円	95	48	～2億円	29	41	～3億円	11	27	～4億円	6	19	計	141	135
売上階級	適用者数	対象売上																				
	万者	兆円																				
～1億円	95	48																				
～2億円	29	41																				
～3億円	11	27																				
～4億円	6	19																				
計	141	135																				
<p>○ 限界控除制度 〔現行制度の概要〕 その課税期間の課税売上高が5,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。 〔本制度がない場合の納付すべき税額〕$\times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$ 〔注〕課税売上高が3,000万円に満たない場合には3,000万円として計算する。</p> <p>〔改正の内容〕 本制度を廃止する。</p>	<p>○ 適用状況（平成4年度）</p> <table border="1" data-bbox="859 1295 1367 1597"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用割合</th> <th>1件当たりの限界控除税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>53.0</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>20.1</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30.9</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用割合	1件当たりの限界控除税額		%	千円	個人	53.0	168	法人	20.1	160	計	30.9	165						
区分	適用割合	1件当たりの限界控除税額																				
	%	千円																				
個人	53.0	168																				
法人	20.1	160																				
計	30.9	165																				
<p>○ 仕入税額控除 〔現行制度の概要〕 仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする。</p> <p>〔改正の内容〕 制度の信頼性を高める観点から、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかの保存を税額控除の要件とするインボイス方式を導入する。</p>																						

2. 地方消費税の概要

① 活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革の一環として、地方分権、地域福祉の充実等のため地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて「地方消費税」を創設する。

② 地方消費税の概要については、以下のとおりである。

ア 納税義務者等

地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等について、当該事業者に対して、当該事業者が個人事業者の場合にあっては、原則として住所地所在の都道府県が、当該事業者が法人の場合にあっては、原則としてその本店等の所在地所在の都道府県が、これを課する。また、課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対して、当該保税地域所在の都道府県が、これを課する。

イ 課税標準

(7) 国内取引については、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額（譲渡割）

(イ) 輸入取引については、課税貨物に係る消費税額（貨物割）

ウ 税率

地方消費税の税率は100分の25とする。

地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする。

エ 申告納付等

(7) 消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、一定の申告書を事務所等所在地の都道府県に提出し、その申告に係る譲渡割額を納付しなければならない。

(イ) 前記(7)にかかわらず、譲渡割の賦課徴収は、当分の間、国（税務署）において、消費税の例により、消費税と併せて行うものとする。

(ウ) 貨物割の賦課徴収は、国（税関）において、消費税の例により、消費税と併せて行うものとする。

オ 都道府県間の清算

都道府県は、その地方消費税額に相当する額について、商業統計の小売年間販売額その他の消費に関連した基準によって都道府県間において清算を行う。

カ 市町村に対する交付

都道府県は、前記オにより清算を行った後の金額の2分の1に相当する額を、都道府県内の市町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付する。

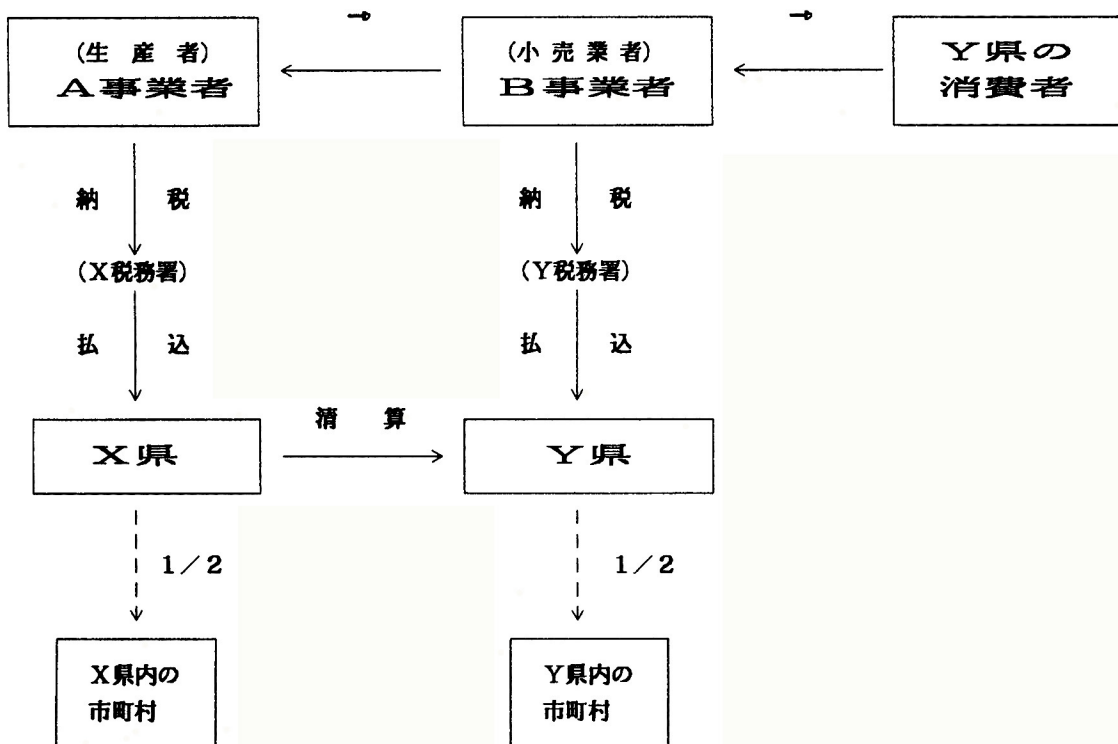
キ 消費譲与税の廃止

地方消費税の創設に伴い、消費譲与税を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日から施行する。

地方消費税の仕組み

→ 財・サービスの流れ
→ 資金の流れ



所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(抄)

附則

(検討)

第二十五条 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

地方税法等の一部を改正する法律(抄)

附則

(検討)

第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

(四) その他

税制調査会会長談話（平成6年9月22日）

1. 今般とりまとめられた政府・与党の税制改革案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するために、個人所得課税について、税率構造の累進緩和等による負担軽減を行うとともに、歳出面の諸措置を安定的に維持するため社会の構成員が広く負担を分かち合えるよう、消費税について、中小事業者に係る特例措置等を改革し、税率を引き上げることにより消費課税の充実を図るものと位置付けられている。

その意味において、基本的には、昨年11月の「中期答申」で述べた税制調査会の考え方に沿ったものであり、特に減税と増税を一体として処理することを政府・与党が決断したことを高く評価するものである。

2. 今後の歳出増を賄うために国民に税負担の増加を求めるという本年6月の「改革答申」で述べた観点については、同答申でも述べたように、国民に税負担の増加を求めるためには、行財政改革の具体的な取組みや今後必要となる財政需要を分かりやすい姿で明らかにすることが極めて重要であることから、今後とも、この点について積極的に取り組んでいくことを強く望むものである。
3. また、地方分権が時代の流れとなる中で地方消費税を創設することとされているが、納税者の事務負担の軽減にも配慮しつつ、地方税源の充実を図ったものとして評価できるものとする。
4. 当面の景気への配慮から、消費税率引上げの実施時期が平成9年4月とされ、また、平成7年度については、所得税・個人住民税の特別減税を実施することとされているが、減税と増税を一体処理していること等にかんがみれば、これらの措置自体は、やむを得ないと考えられ、今年度の先行減税ともあいまって景気に対して効果のあることを強く期待するものである。
5. いずれにせよ、我々の足許から加速・進展している高齢化の下、税制改革は、猶予の許されない喫緊の課題であり、関係法律案が臨時国会に提出され、税制改革が年内に実現されることを切に期待したい。

二 その他

1. 税制調査会第20回総会における内閣総理大臣挨拶（平成6年11月29日）

本日、ここに、税制調査会第20回総会が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、税制の在り方について、常日頃より、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

先週、関連法律が可決成立いたしました今般の税制改革につきましては、税制調査会より頂戴した答申を踏まえ、政府及び連立与党として慎重な検討を積み重ねた上で、責任を持って決断をした結論であり、この税制改革が今後の我が国の経済社会の活力を維持し、豊かな高齢社会を築くための礎となるものと確信している次第でございます。

言うまでもなく、将来の我が国経済社会にとってあるべき税制に向けた我々の取組みは、今般の措置によって終わるものではありません。今後とも、経済社会情勢並びに財政状況の進展を踏まえ、適切な税負担水準と公平の確保を目指して、不断の検討を進める必要があります。特に、平成8年9月を期限とする消費税率の見直し規定に関しましては、その趣旨を踏まえ、行政及び財政の改革の推進、そして社会保障の将来の姿の検討について、今後一層積極的に取り組んでまいり所存でございます。

また、この条項にも規定されている課税の適正化につきましても、税制調査会での御論議をお願いするとともに、その御論議を踏まえ、政府としても、最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後とも税制のあり方につきまして精力的に御審議をいただき、適切な指針をお示しくくださいますよう、お願い申し上げます。皆様方の格段の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

2. 税制調査会第20回総会における大蔵大臣挨拶（平成6年11月29日）

税制調査会第20回総会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本年6月に「税制改革についての答申」を取りまとめたことをはじめ、常日頃より税制のあり方についての適切なる御指導、御示唆を賜っておりますことに対し、ここに改めて御礼申し上げます。

政府といたしましては、個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実を内容とする税制改革案を取りまとめ、国税関係の法律案を10月14日に、地方税関係の法律案を10月17日に国会に提出いたしました。その後、これら関連の法律案は、11月11日に衆議院で可決され、11月25日に参議院において可決成立したところであります。

税制改革をめぐる国会審議等においては、国民負担や税制のあり方につき、広く国民の理解を求めていくに当たっては、税負担の公平確保に向けての不断の努力が必要であり、また、租税特別措置等の抜本的な整理合理化や資産課税の充実に向けた積極的な取組みが重要であるとの論議が重ねてありました。

加えて、我が国財政が構造的に極めて厳しい状況にあるとの認識に立って、その更なる悪化を厳に避けるとともに、健全化に向けて歳出歳入両面にわたり最大限の努力を重ねるべきであるとの指摘が繰り返されました。

私としても、こうした御論議を踏まえ、適切に対応していかなければならないという思いを新たにしたところであります。

また、消費税率のいわゆる見直し規定に関連して、行財政改革の推進や社会保障の将来の姿の検討についても、種々の論議が行われましたが、これらの点は、本年6月の答申でも述べられていたところであり、政府といたしましては、その検討、実施に向けて今後積極的に取り組んでまいる所存でございます。

将来の我が国経済社会における、あるべき税制に向けての取組みは、今般の税制改革をもって終わるものではないと考えております。

ただ今、その一端を申し述べました諸状況を踏まえ、当面の課題となっております平成7年度税制改正をはじめ、今後とも税制のあり方について御審議をお願いし、適切な御指針をお示し下さるよう、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

3. 税制調査会第20回総会における自治大臣挨拶（平成6年11月29日）

税制調査会第20回総会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、地方税制につきまして熱心な御論議を賜り、適切な御指針をいただいておりますことに対し、この機会をお借りして心からお礼申し上げます。

地方消費税の創設を含む今次の地方税制改革については、地方税法等の一部を改正する法律が去る11月25日に国会において成立致しましたが、今後は、その円滑な実施に向け諸準備を滞りなく進めて参りたいと考えております。

また、同法の附則第12条に見直し規定がございますが、行財政改革の推進、非課税等特別措置の見直し等の諸課題について今後とも一層積極的に対処してまいる所存であります。

御承知のように、地方財政は100兆円を超える巨額の借入金残高を抱えており、また現下の経済情勢の中で、今年度の地方税収は、個人住民税、法人関係税等において当初見込に対し大幅な減収が見込まれるなど、誠に厳しい状況にあります。

このような深刻な税収動向を背景として、来年度の地方財政対策も多くの困難が予想されるところであります。

委員の皆様方には、限られた日程の中で、当面の平成7年度税制改正について御審議をお願いすることになりますが、こうした現下の厳しい地方財政の状況、地方公共団体の役割とそれを支える地方税の重要性にこれまでも増して深い御理解をいただき、来年度地方税制の改正について適切な御指針を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

